

**日本学術振興会**  
**先端科学 (FoS) シンポジウム**  
**平成 27 年度開催分 参加者候補推薦要項**

平成 26 年 12 月  
独立行政法人日本学術振興会

## 1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science: JSPS) は、新進気鋭の若手研究者 (45 歳以下) による分野横断的な議論を通じて、新しい学問領域の開拓に貢献するとともに、広い学問的視野を持つ次世代のリーダーを育成することを目的として、先端科学 (Frontiers of Science: FoS) シンポジウム事業を実施しています。

## 2. 実施形態

平成 27 年度は、フンボルト財団 (Alexander von Humboldt Foundation: AvH) との共催により、日独先端科学 (JGFoS) シンポジウムを実施します。

※ 日米先端科学 (JAFoS) シンポジウムは隔年で実施し、次回は平成 28 年度に開催します。

※ 日仏先端科学 (JFFoS) シンポジウムの平成 27 年度開催は現在のところ未定です。決定次第、改めて募集します。

### 1) 全員参加型シンポジウム

本シンポジウムは、60 名 (日独各 30 名) の若手研究者が参加し、3 日間の合宿形式で行われます。参加研究者は自分自身の専門分野にかかわらず、全てのセッションに参加して、共催機関であるフンボルト財団が選考したドイツ側参加研究者と、英語による活発な議論を行うことが求められます。

### 2) トピック

本シンポジウムでは、生物学、化学、地球科学、数学、物理学、社会科学等のセッションごとに、その該当する研究領域において最先端であり、高い関心を集めている「トピック」\* について、参加研究者全員が各々の専門分野にとらわれず積極的に自由に議論します。

イントロダクトリー・スピーカー及びスピーカーは、こうした議論の水先案内人として、当該分野の専門家ではない聴衆を常に意識しながら、専門分野における主要な研究上の問題や制約なども含め、トピックの先端科学としての魅力や可能性についてプレゼンテーションを行います。

\* 平成 27 年度シンポジウムのトピック及び過去のトピックについては、本会ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-bilat/fos/index.html>) を参照ください。

### 3) シンポジウムの特徴

本シンポジウムは一般的なシンポジウムとは異なり、議論の集約や結論、特定の方向付けを指向するものではありません。専門分野の異なる研究者間の議論を通じて、一流の若手研究者の自由な発想と独創性をさらに発展させ、先端科学への挑戦を促すことを目指しています。

### 3. 対象分野

全分野の研究者を対象とします。

### 4. 使用言語

英語

### 5. 募集人数

若干名(8名程度)

本シンポジウムの日本側参加研究者(Discussant)として、上記の人数を公募します。(日本側参加研究者は、本要項に基づき推薦のあった者に加え、本会及び本事業企画委員が推薦した者から決定します。)

なお、参加研究者の役割は、討論への参加及びポスター発表等です。

### 6. 推薦の条件

原則として、以下の項目をすべて満たす我が国の学術研究機関\*に所属する常勤の研究者であることが推薦条件となります(本シンポジウム参加経験のある者は推薦の対象となりませんのでご注意ください)。

- 1) 45歳以下であること(平成27年4月1日現在)。
- 2) 優れた学術業績があること(受賞歴等があれば記載すること)。
- 3) 英語での議論に優れること。
- 4) リーダーシップを発揮できること。
- 5) 自分の専門分野に限らず、幅広い分野に対して興味関心を持っていること。
- 6) 対象となる各シンポジウムの全日程に参加できること。

\* 我が国の学術研究機関:

科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定されている研究機関(※)。

※科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定されている研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

### 7. 推薦権者

我が国の大学の学長をはじめとする学術研究機関の長、又は優れた研究実績を有する我が国の学術研究者です(いずれの場合も、推薦は機関を通じて行って下さい)。

### 8. 経費等

本会及び共催機関が、所属機関から会場への往復交通費(外国旅費・内国旅費)及び各シンポジウム期間中の宿泊及び食事を負担します。

## 9. 開催地及び開催期間

本シンポジウムは日本とドイツとで相互に開催します。平成27年度の詳細は以下の通りです。

第12回日独先端科学シンポジウム	
開催地	日本
開催日程	平成27年10月2日～10月4日（3日間）
出張期間	平成27年10月1日～10月5日（5日間）
セッション構成	・生物学、生命科学 ・化学、材料科学 ・地球科学、地学、環境学 ・数学、情報科学、工学 ・物理学、宇宙物理学 ・社会科学
参加者	60名（日独各30名）
各国参加者内訳*	参加研究者 15名 企画委員 6名 イントロダクター・スピーカー } 9名 スピーカー

\* 企画委員は本会先端科学シンポジウム（FoS）事業委員会が選考し、イントロダクター・スピーカー及びスピーカーは日本とドイツの企画委員が共同選考するため、公募の対象とはなりません。

## 10. 推薦手続

### 1) 提出書類

- ・機関長による推薦関係書類送付状（公文書原本・様式任意）：1部
- ・様式1 平成27年度先端科学（FoS）シンポジウム参加者候補推薦名簿：1部
- ・様式2 平成27年度先端科学（FoS）シンポジウム参加者候補カード：各1部
- ・様式3 平成27年度先端科学（FoS）シンポジウム参加者候補推薦書：各1部

### 2) 応募方法

様式1のリスト順に様式2及び3をセットして、下記11. 受付期間内に下記17. の提出先宛に、郵送にて提出してください。

また、あわせて、同期間内に提出書類の電子データ（様式1及び2：Excel、様式3：Word及びPDF）を下記17. の提出先宛に電子メールにて提出してください。なお、様式3のWordファイルについては推薦者の自署または押印は不要ですが、PDFファイルについては推薦者の自署または押印済みのファイルを提出してください。

推薦者と参加者候補の所属する機関が異なる場合は、推薦者の所属機関から提出ください。

### 11. 受付期間

平成27年2月20日（金）～2月25日（水）17：00（本会必着）

## 12. 選考

本会に設置する先端科学（FoS）シンポジウム事業委員会において選考します。

## 13. 選考結果の通知

平成27年5月頃、推薦機関に通知します。

## 14. 不正使用等に対する措置

研究者等による競争的資金等の不正使用等や研究教育活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反等が認められた場合には、選考結果の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

競争的資金等の適正な使用等については、別紙（「競争的資金等の適正な使用等について」）をご参照ください。

## 15. 個人情報の取扱い等

推薦書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のためのみ利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、参加研究者として選考された場合は、氏名、職名、所属部署名、所属機関名等が本会のホームページ等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

## 16. その他

- 1) 推薦書等は所定の様式を使用してください。なお、推薦書等は本会のホームページからダウンロードすることができます。
- 2) 推薦書等の提出後、その記載事項を変更または補充することはできません。
- 3) 提出された推薦書等は返却しません。
- 4) 選考結果に対する問い合わせには応じかねます。

## 17. 推薦書類の提出先及び問合せ先

応募書類は、下記宛てに配達が可能である方法での提出にて受け付けます。

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部 研究協力第一課

「先端科学（FoS）シンポジウム」事業担当

TEL：03-3263-1944, 1725, 1844

E-mail：fos@jsps.go.jp

ホームページアドレス

<http://www.jsps.go.jp/j-bilat/fos/index.html>

## 競争的資金等の適正な使用等について

2014年10月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（平成26年2月18日改正）等を踏まえ、国際交流に関する各種公募事業について、以下のように取り扱うことといたします。

### （1）不合理な重複・過度の集中の排除

#### ① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### （2）研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成25年規程第4号「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び競争的資金等の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業について、研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「不正行為」とは、研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用等をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用

又は競争的資金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※2 不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

① 不正行為に関する措置の対象者

- ・不正行為に関与したと認定された者。
- ・不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

① 当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。なお、不正行為に係る競争的資金等の返還額は、当該不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。

② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての競争的資金等を交付しない。

措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為又は不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正行為又は不正使用等の内容及び研究機関が行った調査結果報告書等を速やかに公表します。

また、日本学術振興会は、国の行政機関及び独立行政法人（日本学術振興会を除く。）が交付する競争的資金等において不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、競争的資金等を交付しません。

### (3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から資金・経費等を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。

公募予定のある国際交流事業一覧

(参考)

(※平成26年12月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施)期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者	
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究:100~500万円以内/年度 セミナー:120~250万円以内	共同研究:1~3年 セミナー:1週間以内	全地域(ただし募集時期によって異なる)	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月(対応機関がある国)又は2月(オープンパートナーシップ)	研究者	
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第二課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	14日~2年間(派遣国、対応機関による)	カナダ、豪州、ドイツ、フィンランド、フランス、ノルウェー	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者	
	国際共同研究事業 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORAプログラム) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州4か国(フランス、ドイツ、英国、オランダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内	2~3年	フランス、ドイツ、英国、オランダ	社会科学分野	1月	研究者	
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局長	
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年	ドイツ	全分野	10月	所属機関または部局長	
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	2,000万円以内/年度 800万円以内/年度	5年 3年	全地域 アジア・アフリカ	全分野 全分野	10月 10月	所属機関または部局長	
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	3日間	ドイツ	全分野	2月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者	
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストク研究者	
	HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者との5日間~ (研究協力第一課)	アジア太平洋地域等の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者同士と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア太平洋地域等	年度ごとの分野/テーマ	9月	博士課程学生、ポストク研究者	
	若手研究者ワークショップ(ブラジル) (研究協力第一課)	優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、日伯の研究者同士のネットワーク形成を支援。	800万円以内/年度	3日間以内	ブラジル	年度ごとの分野/テーマ	3月	研究者	
	頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム (海外派遣事業課)	大学等研究機関が、海外のトップクラスの研究機関と世界水準の国際共同研究を行うことを通じて、相手側への若手研究者の長期派遣と相手側からの研究者招へいの双方向の人的交流を展開する取組を支援。	若手研究者派遣旅費・研究者招へい旅費(渡航費及び滞在費)と国際共同研究に必要な研究費	事業期間:1~3年間	全地域	全分野	5月	機関長	
外国人研究者の招へい事業	外国人研究者招へい事業 (人物交流課)	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
		外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(ブレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月7月10月1月	受入研究者
		外国人特別研究員(定着促進) (人物交流課)	外国人研究者を大学等で常勤職として採用する取り組みを促すため、大学等で外国人研究者を招へいする機会を提供。	渡航費(往路航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	9月	機関長
		外国人招へい研究者長期 (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
		外国人招へい研究者短期 (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者との討議、意見交換や、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
		外国人招へい研究者短期S (人物交流課)	ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を日本に招へいし、講演、研究指導等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	7日以上30日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
		論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	原則3年	アジア・アフリカ諸国等	全分野	8月	日本側研究指導者